



第一次宇和島市総合計画 「宇和島新時代への道」とは？

1. なぜ計画をつくるのか？

宇和島市は、総人口の減少と少子高齢化の急速な進行、日常生活圏・経済圏の拡大、広域的な行政課題の増大、財政状況の悪化と行財政改革、そして地方分権（国と地方との関係や役割分担の改革）への対応に向け、平成17年8月1日に、旧宇和島市、旧吉田町、旧三間町、旧津島町の4市町の合併によって新たに誕生しました。

しかし、合併はまちづくりの手段であり、目的ではありません。今後、自治体を取り巻く状況がさまざまな面でさらに厳しさを増すことが予想される中で、行財政の効率化をはじめとする合併のメリット（効果）を最大限に生かし、また市民と行政との新たな関係を築きながら、より魅力的で持続可能なまちづくりをどのように進めていくかが重要であり、そのための新たな挑戦が始まったところです。

このため、合併時に策定した「新市建設計画」に基づき、また直近の市民ニーズの動向や社会・経済情勢の変化を十分に踏まえ、市民全員の力を結集するための参画・協働の総合指針として、また地方分権時代にふさわしい自立したまちを創造し、経営していくための地域経営の総合指針として、ここに「第一次宇和島市総合計画」を策定します。

なお、本計画がすべての市民に親しまれ、市民とともに新しい時代の宇和島市に向けて歩いていくという想いを込めて、計画の愛称を、「宇和島新時代への道」と定めます。

2. 計画の役割は？

「総合計画」は、地方自治法第2条第4項において基本構想の策定が義務づけられている自治体の最上位計画です。

本計画は、こうした法律に基づく市の最上位計画としての位置づけを踏まえるとともに、合併時に策定した「新市建設計画」を基本に、まちづくりの方向を内外に示すものであり、次のような役割を持ちます。

宇和島市民みんなの力を
結集するための

「市民参画・協働の総合指針」

本計画は、宇和島市民に対し、今後のまちづくりの方向性や必要な施策をわかりやすく示し、子どもから高齢者まで、すべての市民の参画と協働を促し、みんなの力を結集した新たなまちづくりを進めるための市民参画・協働の総合指針です。

自立した宇和島市を
創造・経営していくための

「地域経営の総合指針」

本計画は、宇和島市行政にとっては、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント：民間経営理念・手法を導入した新公共経営）の視点に立ち、地方分権時代にふさわしい自立したまちを創造し、持続的に経営していくための地域経営の総合指針です。

国・愛媛県・周辺自治体、
そして全国に向けた

「わがまち宇和島市の主張」

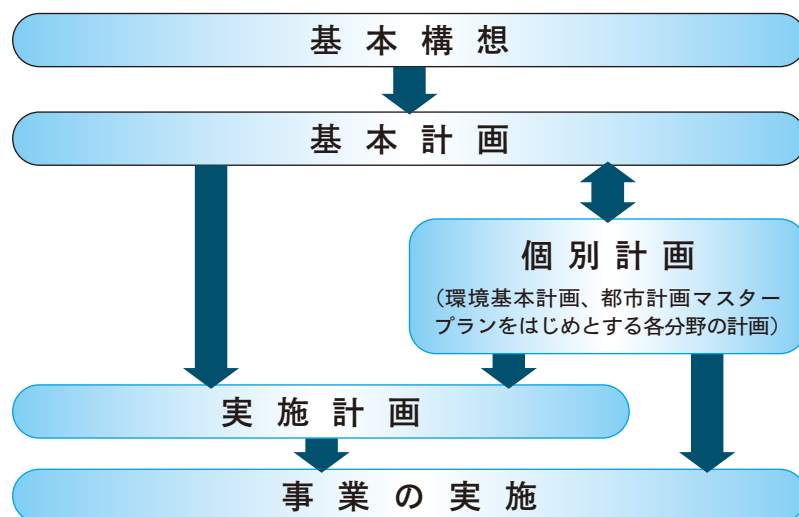
本計画は、国や愛媛県、周辺自治体に対しては、わがまち宇和島市の主張を示すものとして位置づけ、必要な施策を調整・反映させていく連携のいしずえとなるとともに、全国に向けて積極的に情報発信していくものです。

3. 計画の構成は？

本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成されています。

「基本構想」は、市の特性や市民ニーズの動向、時代変化などを総合的に考慮し、目指す将来像と、それを実現するための政策目標や施策、施策の大綱、重点プログラム等を示したものです。

「基本計画」は、基本構想に基づき、今後推進する施策の内容や主要事業等を各分野にわたって体系的に示したものであり、各分野の個別計画の基本ともなるものです。本基本計画は、従来の基本計画の要素に加え、具体的な数値によるベンチマーク（成果指標）を設定したものであり、これにより、行政評価の一環として、PDCA サイクル（Plan：計画→Do：実施→Check：点検・評価→Action：見直しの仕組み）を確立するとともに、市民へのアカウンタビリティ（説明責任）を果たすこととします。



4. いつまでの計画か？

本計画の期間は、「基本構想」については、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

「基本計画」については、社会・経済情勢の変化に対応できるよう、前期・後期に分けて策定することとし、前期基本計画が平成20年度から平成24年度までの5年間、後期基本計画が平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

